

旭川市議会ハラスメントの防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、議員間のハラスメント及び議員による市長等に対するハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の執行機関及びその補助職員並びに議会事務局の職員をいう。
- (2) ハラスメント パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、ジェンダー・ハラスメントその他の個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為をいう。

(議長の責務)

第3条 議長は、議会におけるハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、市民全体の代表者として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること及び議員と市長等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。
- 3 議員は、自身によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。
- 4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる行為を行っていると思えられる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。

(会派代表者の責務)

第5条 会派の代表者は、当該会派に属する議員がハラスメントに当たる行為を受けている、又は行っていると認められるときは、必要な措置等を講じ、その解決に努めなければならない。

(研修等)

第6条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るため、議員に対し必要な研修等の実施に努めるものとする。

(調査等)

第7条 議長は、議員又は市長等から、議員によるハラスメントに関する苦情の申出がなされたときは、当該申出に係る事実関係を調査し、公正で客観的な立場から問題の処理及び解決を図らなければならない。

2 議長は、前項の規定による事実関係の調査並びに問題の処理及び解決のため必要があると認めるときは、旭川市議会ハラスメント調査委員会を設置し、調査及び協議を依頼することができる。

(公表等)

第8条 議長は、前条の規定による調査の結果、ハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 議長は、前項の規定によりハラスメントを行った議員の氏名を公表しようとするときは、旭川市議会ハラスメント調査委員会の意見を聴かななければならない。

(被害者への配慮)

第9条 議長は、前条第1項の規定によりハラスメントがあったことを確認した場合において、同項の措置を講じてもおおハラスメントを受けた者（以下「被害者」という。）の職務環境等に重大な支障が生じていると認めるときは、その解消を図るよう配慮するものとする。この場合において、被害者が執行機関の職員であるときは、当該機関の長等に必要な配慮をするよう要請するものとする。

(旭川市議会ハラスメント調査委員会)

第10条 旭川市議会ハラスメント調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議長職務の代行)

第11条 議長が第7条の規定による調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に当該調査の対象となったときは年長の議員が、この要綱に規定する議長の職務を行う。

(プライバシーの保護)

第12条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月16日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にあったハラスメントについて適用する。